

規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年8月8日（金） 17:00～18:00

2. 場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

3. 議 題：農林水産省ヒアリング

「補助金等財産処分に関する対応について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査

【農林水産省】

大臣官房経理課 課長補佐 稲田裕司

大臣官房経理課 法規第2係長 阿部弘二

【内閣官房地域活性化統合事務局】

林 直人、黒坂 仁

5. 議事概要

○事務局 では、時間前ですが、早速始めたいと思います。

本日は、お暑い中お越しいただきまして、ありがとうございます。

ヒアリングの目的を簡単に確認しておきたいと思いますが、事前に質問事項ということでお配りしておりますとおり、4月に補助金施設の転用の弾力化に関するガイドラインが、補助金等適正化中央連絡会議の決定事項として通知されたことを受けまして、各省の対応状況につきまして今それぞれ確認を進めているところです。趣旨に沿った形できちっと運営されているかどうかという部分に関して、今日、確認してまいりたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

では、早速、説明の方をお願いいたします。時間は20～30分程度でお願いできますでしょうか。

○稲田課長補佐 私は、農林水産省大臣官房経理課の課長補佐の稲田と申します。よろしく願いします。

私どもの今回の承認基準につきましては、当省のホームページに掲載しておりますので、財産処分の承認基準につきましては、誰でもご覧いただけるような状況にしているところでございます。今回、承認基準につきましては、御存じではあるかもしれませんが、新通知の概要ということで、1枚のペーパーで全体像をちょっと御説明をさせていただければと思って資料をつくらせていただいております。

補助事業等により取得等した財産の処分については、補助金等適正化法の第22条で、承認を受けなければならないということで、私どもの方の承認に際して取り扱いというのが、資料の中段に記載してございますが、従来3つの通知がございました。もともとの通知としまして、左になります括弧書きで書いてございますが、平成元年の経理課長通知というのがございます。これが

原則通知としていたものでございます。

一方で、その緩和措置としまして、平成 16 年に通知を発出しております、これにつきましては一定の補助事業ではございますが、対象となる他の補助事業の農林水産業施設として利用するであるとか、あと農林水産業の振興を通じた地域の活性化又は公益の増進に資するなどの場合で、本来の各財産の処分制限期間の 5 分の 1 を経過したものについては、国庫納付を不要とするような緩和措置を行ってきたところでございます。

また、災害関係という部分でございますが、天災等によって被災を受けたものの施設もございしますので、平成 18 年に同じく経理課長通知としまして、復旧が不可能なため継続使用が困難、かつ、収入がないことが明らかなものについては、災害報告書の提出をもって処理をしてきたところでございます。

この 3 つの通知が今まで発出をしていたものでございますが、今回、補助金等適正化中央連絡会議の決定事項ということで 4 月 10 日に示されましたので、これに準じた取り扱いをしようということで、下の欄に書いてございますように、今回の新たな取り扱いとして決定事項に基づきましたものを、今までの通知を一本化しまして更に決定事項を追加したというものでございます。

大きく分けまして 2 つございます。

地方公共団体が所有する補助対象財産について、10 年経過のものへの財産処分、他目的転用であったり、譲渡等につきましては、承認条件の緩和をしております。これは市町村合併の 10 年未満についても、同じような取り扱いをできるようにしております。これの特徴でございますが、決定事項で定められましたとおり、原則、報告のみで承認ができるようにしてございます。譲渡益が生じなければ、国庫納付も求めないというような取り扱いでございます。

次に、地方公共団体以外の者についても準じた取り扱いということでございますので、2 つ目としましては、地方公共団体以外の者が所有する補助対象財産につきまして、原則、申請というのは変わってはいないんですが、他の農林水産業補助対象財産として自ら使用するなど、それについては報告でよしとしたところでございます。

一応、これが骨組みでございまして、今まで 3 本のそれぞれの通知をご覧いただくとか、その通知によって取り扱いを確認するとかということで、なかなか 3 本の通知が分かれている関係がございましてわかりづらかったというものがございました。それを今回わかりやすくということの趣旨でもございましたので一本化をしまして、新たな取組みを追加したということで、わかりやすくさせていただいたと思っております。

質問を事前にいただいておりますので、その質問に関しましてそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、質問事項の 1 番目でございますが、補助対象財産の転用等の弾力化に当たり、農林水産省が行った運用改善措置の内容についてということでございます。

決定事項を踏まえまして、

第 1 に、第 4 条において、地方公共団体が有する 10 年経過した財産については、原則、報告書の受理をもって承認があったものとみなしますというのが書いてございます。

地方公共団体については、自らの御判断で10年を超えたものについてはできるようになってございます。

同じように、市町村合併を理由とする場合については、10年経過前であってもいいというものになっております。ただし、有償譲渡であるとか有償貸付けということになりますと国庫納付が必要ということにしております。

第2に、第5条において、地方公共団体以外の者の有する10年経過した財産については、原則としては申請が必要となりますが、報告で可としているのが、補助事業実施主体が他の財産を新たに確保して補助事業を承継する。たとえば、今の施設が老朽化とか建てかえであるとか、使いづらいで違うところで補助事業を継続するという場合が1つ目でございます。

補助目的に支障を及ぼさない範囲内で他の目的に使用。空いたスペースとか、補助事業に支障を及ぼさないところについて他の目的に使用する場合が2つ目でございます。

他の農林水産業補助対象財産として自ら使用。具体的に言いますと、レタスの施設であったが、それを果実の施設として使用する場合で、同じ農林水産業の補助対象財産として使っていただく場合が3つ目でございます。

4つ目が、行政機関への無償の譲渡又は貸付けでございます。

これらの場合については、報告書の受理をもって承認があったものとみなすということで、事務の簡素化を図らせていただいているところでございます。

また、各部局ごとに特例措置が設けられているかのご質問がございますが、今回、農林水産省としまして現行の緩和措置というのはこの通知だけでございますので、現状で各部局ごとに特例通知を設けているということはございません。

一方、補助対象財産を他部局に転用する場合どうなんでしょうかということでございますが、先ほど御説明させていただいたように、野菜から果物であるとか、生産部門の事業から林野関係のものであったり、部局間の目的を変えたとしても、それが当省の補助事業として認められるのであれば、それについては報告書で認めることの取り扱いになってございます。そういう面では、同じ部局の中でのメニュー変えや他局の事業として違う施設に使う場合であっても、承認をできるようにしている次第でございます。

農林水産省の他事業への転用は認めておりますが、他省庁所管の事業への転用というのは、なかなか我が省でも転用がいいか悪いかというのは判断がつかかねるということがございまして、そういう承認は今回緩和という形ではしてございません。

地方公共団体が所有する場合とそれ以外の者の場合とで承認の取扱いが異なっておりますが、地方公共団体であれば議会による監視とかがありまして、ある一定の行政判断をしていただけたと考えておりますが、地方公共団体以外の者の場合については、国民によるチェック機能自体が働きにくいのではないかとすることがあると。農林水産省の補助対象財産につきましては、農業者で組織された任意団体や農業団体でお持ちの財産がほとんどでございまして、不動産だけでなく動産もございまして。そういうことで、非常に持ち物が多様であるということもございまして、地方公共団体が所有する場合とそれ以外の場合ということで承認基準に差を設けた次第でござい

ます。ただし、先ほど申し上げましたように、地方公共団体以外の者の場合であっても、10年を経過した財産を農林水産省関係の施設に転用していただく、また、自ら使用していただく場合には、不適切な財産処分のおそれが少ないと考えておりますので、それは報告書の受理をもって承認があったとみなすとしても差し支えないと考えておりました、そういう取り扱いをしてございます。

質問事項の3点目でございますが、今回の弾力化の措置による地方公共団体の実施状況や所管としての評価についてでございますが、新基準につきましては、地方公共団体の通知につきましては、各出先機関から通知をしていただいているところでございます。その際に、各市町村に対しても都道府県から御通知をいただくということで、通知文書の中に入れていただいております、新通知の1枚目になりますが、市町村に対してもこの旨周知を図るように配慮を願いたいということで、周知をお願いしたところでございます。

また、農林水産省のホームページにも掲載をしておりますので、それについても情報の提供に努めたと考えておりますが、今のところ皆さん御検討されているのではないかとということで、承認の例はまだ今日現在では聞いておりません。そういうことでございますので、評価につきましては今後の内容によって評価されるのではないかと考えております。

また、今後のフォローアップの方法とか運用の改善の必要性ということでございますが、これも承認事例が出てきた場合、その内容をもう一度分析等をして検討していくという形にしたいと考えている次第でございます。

○米田主査 どうもありがとうございました。

では、基本的なことも含めてちょっといろいろとお伺いしたいと思います。

まず、お持ちいただいた資料なんですけど、これは経理課長から農林水産省の補助金を所轄している各局に送られたわけですか。

○稲田課長補佐 補助金等の事業を持っているところに対しまして通知を発出したものでございます。

○米田主査 これを周知するときは、今度は各局が各自治体に、この補助金についての運用はということでもう一回発出されるわけですか。

○稲田課長補佐 新通知の1枚目で記載がございまして、北海道知事に対しては私どもが直接通知を出したところでございます。それ以外の都道府県につきましては、地方農政局という機関が7つあり、それぞれ補助金等の交付決定とか財産処分を各地方農政局で事務処理をしておりますので、そこから各都道府県の方に周知し、沖縄におきましては、内閣府沖縄総合事務局の方から通知をしていただいた次第でございます。

○米田主査 今、地方農政局から都道府県にとおっしゃいましたよね。

○米田主査 地方農政局から市町村にというルートもあるんですか。

○稲田課長補佐 市町村につきましては、全国に多数ございます。補助金が交付されている市町村もあれば、そうでない市町村もございまして、それはこれからのこともございまして、都道府県の方から各市町村に対して周知が図られるようお願いをしたいということで、各地方農政

局の通知の際に、その旨をお願いして周知を図らせていただいた次第でございます。

○米田主査 それから、農林水産省の補助金なのですが、このたびの補助金等適化法の対象となるような補助施設というのは、すぐに思い浮かぶのはいろいろな箱物がありますが、農林水産省の場合は、それ以外のいろいろな農業関係の機械とかがあるのではないかと思うんですが。

○稲田課長補佐 機械もでございます。

○米田主査 ですよ。対象となるものは結構いろいろな種類がありますよね。

○稲田課長補佐 補助対象財産であれば、いろんなものが補助として対象になっておりますので、助成をしている次第でございますが。

○米田主査 ですよ。それで、そのときの補助のやり方なのですが、国から直接例えば農業なら農協さんとか、あと農業グループですとかに直接補助をされるケースが多いんですか。それとか、県を通して県がまた少し付加をしてそれで補助金を出すとか。

○稲田課長補佐 当省では、直接、団体直という補助事業も一部ある場合がございますが、基本的には、地方公共団体を補助事業者として交付決定をさせていただいてまして、都道府県から市町村におりたり、それからあとは、直接、事業実施主体に補助金が流れたりということになりますが、当省では間接補助事業がほとんどでございます。直接補助というのは、どちらかというところ少ないというイメージでございます。

○米田主査 そのときに、ちょっと気になっているのは、このたび補助金等適化法は国の補助金なので、そこにまた新たに県の補助金が付加されて合わさって補助されたような場合は、県の補助金もやっぱり運用の弾力化をしないと、現実には国からも県からももらっているような形になったときに、補助施設を例えば転用したり譲渡したり廃棄したりするときに、一部県の補助金があれば、県の補助金も同様に弾力運用化をされないと実際には補助施設の転用というのはできなくなるのではないかと思うんですが、その辺はどういう方向なんでしょうか。

○稲田課長補佐 御質問のとおり、国が緩和をしましたと、免除をしたということであれば、その中で都道府県の方が免除をしていなければ、そこは事業者としては国の対象のものは免除されるかもしれませんが、国以外のところについては免除されないということのケースは出てくる可能性はございます。ただ、それは今回の承認基準というんですか、各省の方で承認を定めた部分からしますと、それぞれがこれに対応できるような形で基準の見直しとかを行われるものではないかと考えております。

○米田主査 ということは、県も財務省の連絡会議で決められた方針に倣うであろうということが予想されるということですよ。

○稲田課長補佐 はい。

○米田主査 わかりました。

それで、農林水産省の場合は、地方公共団体が持っている補助財産よりも、むしろ地公体以外が持っている補助財産の方が圧倒的に多いのではないかと思うのですが。

○稲田課長補佐 今、おっしゃられたように、物だけからというか数だけからしますと、地方公共団体以外の者の所有の財産の方が多いいと思います。そこは今のお話のとおりだと思っております。

ます。

○米田主査 そのときに、やっぱり地公体については10年以上たったものは包括承認制でいいんだが、地公体以外が持っている補助財産については、10年以上たったものでも農林水産省内の転用等ならOKだが、農林水産省を一步外れると、大臣の承認が要りますよということの整理になっているわけですね。

○稲田課長補佐 はい。

○米田主査 では、そのときに、先ほどちょっと地公体は議会が、議決があるので、また自治という面でいろんなチェックが、もともとチェック機能を持った組織であるからそうだが、それ以外だと、モラルハザードが起こる場合もゼロではないということで、自分の省庁内であれば、自分たちの中で大体判断できるからというような枠だという話を聞いたんですが、ただ、別に農林水産省関連であれば公益性がすぐにチェックできる、それ以外はチェックできないというのは、何かちょっと違うのではないかという気がするんですが。

○稲田課長補佐 今の御指摘の部分でいきますと、農業者とか農業団体は、実はおっしゃるような懸念はあると思われます。ただ、農業団体であるとか農業組織の者が他のものに転用するところがあるかないかという部分を考えますと、余りないと思われます。

○米田主査 ちょっとそれは確かに、こういう補助事業のずらっと並んでいるのを見ると、そう言われたら、それほどにケースとして多くないかもしれないというのは何となく想像つきますね。

○稲田課長補佐 補助事業名を並べている別表5（第6条関係）につきましては、昨年もちょうと御説明させていただきましたが、1枚ペーパーの真ん中の緩和の部分の措置でございます。これは実は10年未満についてということで、5分の1を経過したということで取り扱えるものでございますので、仮に処分制限期間が30年でありますと5分の1だと6年になります。6年以上たったもので、なおかつ、ある一定の条件、利用率が減っているとか、そういうものについて転用を認めましょうという取り扱いであり、補助事業名を並べているものでございます。一方、今回の補助金の連絡会議の決定事項で示されました10年というのは特に補助事業名を列記しておらず、私どもの補助事業すべてが対象としております。

○米田主査 ちょっとお伺いしますが、農水省は農水省で、そういう意味でいくと、処分期間の経過年数を頑張って5分の1とかに縮めて緩和されておられたわけですね。

○稲田課長補佐 はい。

○米田主査 このたび財務省から出ました各承認事項で、これに合わせるためにかえって厳しくなってしまったというようなことはありますか。

○稲田課長補佐 御指摘のとおり、決定事項の内容に合わせようとする、今、申し上げました5分の1というのが適用できなくなってしまう、これまで緩和をしていたものが緩和ができなくなるということがありますので、従来の取り扱いをそのまま残したいということで、その取り扱いは残している次第でございます。

○米田主査 なるほど。要するに、より一層広がる方に向かってやっつけいらっしゃるわけですね。10年以上もしくは5分の1を経過するという形ですね。「or」で、「又は」ですね。

○稲田課長補佐 全省庁で取り組むべきものは取り組ませていただきました。ただ、それよりも、より当省の実情に合わせて緩和をさせていただいているものについては、それは従来の緩和措置を後戻りさせない。要するに、いいものは残したいということがございまして、それは今回の基準の中でも残させていただいた次第でございます。

○米田主査 このたびのこの補助金の承認についての財務省から出ている紙は、基本的に緩和しましょうということなわけですよ。だから、例えば地公体以外の者が持っている補助財産で、10年以上のもので農水省以外のものに転用したいというのが実際に出てきた場合は、基本的には勿論公益性等をチェックするにせよ、基本的に認める方向で審査をするという、前向きな幅広の姿勢ということで理解してよろしいでしょうか。

○稲田課長補佐 地方公共団体以外でございますか。

○米田主査 地方公共団体以外の者が持っているもので、10年経過したものが、例えば農水省関連はわかりましたと。では、農水省関連以外に転用したいというのが具体的に提案が出てきたときは、大臣承認のときに、前向きに承認しようと思って審査するときと、嫌よと言って、できればやりたくないという形で審査するときと、両方、姿勢に差があると思うんですよ。そのときは、できるだけ承認しようと思って審査をするという姿勢だと解釈していいのでしょうか。

○稲田課長補佐 承認自体は申請があれば承認はするものでございます。ただ、その承認の条件の部分の中で差異はございますが、そういう意味では、申請があつて、その申請を受けないということではございません。あくまでも申請があつたものについては、承認をやるということの姿勢には変わってございません。

○米田主査 承認をやるという姿勢で審査するわけですね。

○稲田課長補佐 はい、そうでございます。

○米田主査 それは、農林水産省以外の省庁の用途に使う場合でも、十分公益性が担保できれば、勿論認めていただけるんですよ。

○稲田課長補佐 内容的に、相手方がこういうことで処分をしたいということで申請があれば、それは承認が可能でございます。

○米田主査 ということは、要するに、地方自治体以外が所有するものについては、農林系であれば結構すんなりいくが、農林水産業系でなくても、ちゃんと公益性が担保されていたら、承認の方に向かって審査をしていただけるということですね。

○稲田課長補佐 承認については、申請があれば必ずそこは前向きに検討するもので間違いございません。

○米田主査 あと、これは農林水産省の場合は、例えばせっかく買った生産施設、農業系の生産施設があるんだが、案外採算をとるのが難しくて途中でやめたいということもあると思うんですよ。そのときに、民間の方になりますので、例えば10年たってやめたいということであれば、一応申請を出せば補助金返還不要でやめることができるんですか。

○稲田課長補佐 10年を超えて、やめるというのは補助事業もやめて、もう何もしないという状況でございますか。

○米田主査 ええ。

○稲田課長補佐 その場合については、大変申し訳ございませんが、補助金の返還を求める形になっております。

○米田主査 それはどこを見ればいいんですか。

○稲田課長補佐 別表3（第5条関係）の、これが民間など、地方公共団体以外の取り扱いでございます。それについては中段ぐらいになりますが、補助事業を中止する場合で他の事業を行わずやめてしまうということでございますので、「目的外使用」の「上記以外の場合」の欄に入ってきます。

○米田主査 その場合は「補助事業を中止する場合」ではないんですか。

○稲田課長補佐 この部分は、他の補助事業で自ら使用する場合については、「補助事業を中止する場合」の「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合」については報告書で承認をするということを書いてございます。

○米田主査 例えば野菜工場を閉鎖したいというときに。

○稲田課長補佐 野菜工場を閉鎖しますと。野菜工場を閉鎖はするんですが、今度は野菜ではなくて違う農業関係の補助施設に使いますということについては、この枠の中に入ってきます。

○米田主査 「補助事業を中止する場合」の一番上の段ですよ。

○稲田課長補佐 そうでございます。そこに該当します。それ以外の場合として、その下にございますが、他の施設に機能を移転するというので、今、持っておった施設があるんですが、その内容がほかのところで一部事業はちゃんとやりますと。空いたスペースを、農林水産業の振興を通じた地域の活性化又は公益の増進に資する目的で使用する場合については、収益がない場合については返還を求めません。収益があれば、収益分について国庫納付を求めます。

○米田主査 その場合の収益というのは、どういうことになるんですか。

○稲田課長補佐 この場合については、国庫納付額の欄に書いてございますが、財産処分により生じる収益と書いてございまして、移転なんかの場合で損失補償金をもらうとか、それであとは要らない機械とかが、仮に売れた場合で収益が出る場合がございますので、その場合について事業者に国庫納付を求めます。

○米田主査 無償譲渡したときですよ、それは。

○稲田課長補佐 有償譲渡のときもございまして、補助事業を中止しても中の機械は要らないからそこだけ排除してしまう場合がございますので、それで収益が上がる可能性があるということで、その場合には、収益部分だけを納付していただくということが書いてございます。

○米田主査 野菜工場を本当にやめてしまった場合は、いずれにしても返さないといけないわけですか。

○稲田課長補佐 そうでございます。

○米田主査 10年以上たっていても。

○稲田課長補佐 はい。

○米田主査 10年以上たつと、こちらの財務省から出ているものについては、おおむね補助目的

を達成したということにして、だけれども処分は、地公体のものについては報告だけで自由なわけですよ。でも、この地公体以外の者についても、この趣旨を踏まえて適切に対処すると書いてあるわけだから、10年以上たったものについてはおおむね補助目的を達したものとして廃棄できるということはないんですか。

○稲田課長補佐 廃棄はできるんですが、返還を求めないというところまでは踏み込んでおりません。

○米田主査 地公体であれば、廃棄をしても返還を求めないんですよ。

○稲田課長補佐 収益がなければ返還を求めません。

○米田主査 勿論、収益というのは何かで、それを使ってお金を得た場合ですよ。

○稲田課長補佐 そうでございます。

○米田主査 だけれども、本当にやめてしまった場合は、地公体がやっていることについては返還しなくていいが、民間がやっていることについては返還しなければいけないんですか。

○稲田課長補佐 そういう通知でございます。

○米田主査 そうだとすると、地公体以外の者についても同じようには対処していないですよ。

○稲田課長補佐 先ほど申し上げましたように、全く一緒ではないという部分でございますので、そういう面では御指摘のように、地方公共団体については、いろんな利用について、行政手続等を経るなど適正な御判断がいただけるということで条件に付さないとなっております、あと、民間については、それぞれの処分の内容に応じた承認条件を付した上で承認をするという形になっております。

○米田主査 例えばこういうときはどうなるんですか。

民間が野菜工場をやめたいと思ったときに、まず地公体に無償で譲渡する。それで地公体がやめるといときはどうなるんですか。

○稲田課長補佐 民間から地方公共団体への無償譲渡につきましては、私どもの方は報告でOKになっております。地方公共団体の方で行政手続等による適切な財産管理をされるということがありますので、その後の取扱いまでは条件を付しておりません。

○米田主査 例えば、こういう想定ができるかどうかちょっと想像力をたくましく思うんですが、例えば有力な農業者の方がだんだん原油高で行き詰まって野菜工場をやめたいというんだが、このままやめたら返還しなければいけない。すごい負担だということで、地方公共団体に、あんたのところは無償であげるから引き取ってよということで引き取ってもらったときには、一応形で言えば、その人は何も負担しないで野菜工場をやめることができるわけですよ。

○稲田課長補佐 そうでございます。

○米田主査 今度は、地方公共団体が一度無償で引き取って、それを今度は自分たちは地公体の補助財産だということなので。

○稲田課長補佐 私どもの方の管理は、補助事業者の財産が地方公共団体に無償譲渡された場合であれば報告を受けまして、その段階で補助関係が終了します。

○米田主査 そのときに、今度は地公体がそれを処分しようと思ったときに、取得してからの年

限が、この文言にある10年以上長期利用財産になるのかどうかという。

再処分に対する条件で何かついているんですか。

○稲田課長補佐 それはございません。地方公共団体に対して再処分ということは、私どもはございません。

○米田主査 そしたら、地公体が自分のところでやめると決めれば、補助金の返還をしないで野菜工場主はやめることができるわけですよね。

○稲田課長補佐 今回の通知でいきますと、それは可能でございます。私どもの方は、今、持っているものについて次をどうするかという判断の部分のところをやっておりまして、その次の第2段階とか第3段階というところの確認は困難と考えておりまして、そういう意味で処分のところでどうするかという判断基準をしているところでございます。

○米田主査 今のは、やり方としてはありそうな話だと思いませんか。

○稲田課長補佐 可能性はあるのかもしれませんが。

○米田主査 地方自治体でそれで合意するかどうかですよね。

○稲田課長補佐 ええ。私どもの方は、あくまでも申請の内容について、その内容がよければそこは承認をいたしますので、その後の部分についてまでどうなるかというところを縛っているものではございません。ただ、基本的に何かあれば、承認をしたものが今どのような現状になっているかということを求めるような手だてはしておりますが、ただ、そこには拘束力とかということとはございません。

○米田主査 あと耐用年数なんですけど、農業機械とか野菜工場とか、そういう建物は結構鉄筋コンクリート造が幾らとかいろいろあるんだけど、例えば強化ビニールの施設、栽培用のハウスとかは何年ぐらいなんですか。

○稲田課長補佐 ハウスは20年とか、物によっては十何年とかというものだと思います。

○米田主査 そうですか。

○稲田課長補佐 今、年数表がなくて申し訳ないんですが、大体そのぐらいの年数だと。

○米田主査 結構、農業とか林業とかやっている方が、最近、業績が厳しいでしょう。補助金をもらって施設をつくったのはいいんだが、立ち行かなくなってやめたいんだが補助金を返さないといけない。その原資がなくてやめられないというような話を聞くことがあるものですから、それでさっきからしつこいぐらい聞いていたわけでございます。

○稲田課長補佐 当省としましては、ある補助事業だけにしがみつかなくてもいいように、それが補助事業者の自らの意思で、もう少し農業関係の違うことに取り組んでいただくところを支援したいということでございますので、それについては非常に今回緩和をさせていただいた部分でございます。ただ、先ほどありますように、酪農関係でずっとやっていたんだが、それがなかなか難しいと。でも、今その施設は酪農なんで、返還をしなければいけないから酪農をずっと続けていかなければならないという、そういう縛りはなかなか困難であると思っております。

○米田主査 だけれども、農業そのものをやめたいというときには返さないといけないわけでしょう。

○稲田課長補佐　そうでございます。

○米田主査　それでやめるにやめられないのでどうしようかという相談が、私のところに結構来ているものですから、今、具体的に結構いろいろあるものですから、それで聞いていたわけなんです。

○岩村企画官　別表3（第5条関係）のところで、「目的外使用」というところと「譲渡」という2つあって、「補助事業を中止しない場合」、「中止する場合」と、「上記以外の場合」という、こう3段階構成になっているんですが、想像力を働いて教えていただきたいんですが、「中止しない」、「中止する」、「それ以外」というのはどういうものが想定されるのか。これはこの下の「有償」、「無償」もそうなんですが、「それ以外」というのはどういうものがあるのか。

○稲田課長補佐　これはどっちかという、バスケットクローズのイメージでございます。上でできるものだけを書きました。

○岩村企画官　そうすると、中止をしないけれども、例えば中止をしない場合でここに該当しないものはこの下に落ちてくると。

○稲田課長補佐　そうでございます。そういうものがあるかないかは不明ですが、要するに、何かあったときに対応できなくなるということがございまして、ここに「上記以外の場合」というのを落とし込んだということでございます。

○岩村企画官　逆に読むと、自己の責任において云々であるとか、本来の遂行に支障を及ぼさない云々で事業を中止しないんだが、これに該当しなければこの部分はしなければいけないという、そういう意味にもなるという。

○稲田課長補佐　補助事業を中止しない場合ということでいけば、中止をしない場合では何が考えられるかということ、空いたスペースを有効に使いたいということが想定されます。あとは、空いたスペースを貸し付けたいということがありますので、別表3が2ページにわたっておりますが、貸付けの場合も可能ということになります。

ただ、補助事業を中止しない場合でそれ以外のことがあるのかということ、これ以外にはないだろうとは思ってはいるんですが、農水省のこの表がいいのか悪いのかというのはちょっと御議論があると思いますが、文章だけだとなかなかわかりづらいということもありまして、過去の表をそのまま残した方がわかりやすいだろうということで、すべて表形式にした次第でございます。

○米田主査　なれているとわかりやすいのかもしれませんが、なかなか私にはわかりにくくて、さっきから読み解くのに苦労しております。

特に難しいのは、利用困難財産ですよね。ほかの省庁には余りない表記の仕方で、長期利用で10年以上というのは割とわかるんですが、利用困難財産というのに関してのことがまだちょっと頭の中でよく整理できていないというところが。

○稲田課長補佐　これは先ほどというか、昔の16年通知でございます。

○米田主査　昔の16年通知。

○稲田課長補佐　一定の補助事業について、これは新通知の4ページ目の第6条の第2項で書いてございますが、建物等ということで、いわゆる箱物について、10年未満であってもそれぞれの

処分制限期間の5分の1を経過して利用するのが困難。要するに、社会経済情勢の変化によって最初の目的と比べて、利用率が余りにも低くなったとか、あとはただし書きのところにも書いてありますように、予想しないような著しく利用率が減少しまして回復の見込みがない程度まで遊休化したものであるとか、あとは農業団体等の統合若しくは合理化であったりとか、あと農業経営の法人化というのがございます。そのような場合について、私どもの方で今回の取り決めの10年以下であっても、何らかの措置をしましょうということの部分が第6条でございます。

○米田主査 この利用困難財産を処分するときの表が別表4。

○稲田課長補佐 別表第4（第6条関係）です。

○米田主査 別表第4を見ると、もう続けられないから本当にやめようというときは返さないといけないわけですね。

○稲田課長補佐 そうでございます。

○米田主査 とにかく農林水産業の中で、何らかの形で業態変化して生きていこうとするものについては、救おうということですね。

○稲田課長補佐 そうでございます。

○米田主査 ということなんです、基本は。

○稲田課長補佐 ええ、そうです。おやめになられるときには、その施設自体は、まだ新しいものであれば、せつかく資産を投入されたもの、補助金が投入しているものであれば「補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設として」譲渡をしていただいて、有償譲渡のときには、譲渡でなかなか価格的に売れないような場合については、そこは軽減を図りましょうということで、売れた価格で返還をしていただきましょうということなんです。

○米田主査 担保権の設定なんです、借金してやっている方もいますよね。そのときの扱いはどうなるのでしょうか。

○稲田課長補佐 そこは別表1（第3条関係）の「担保」というところで書いてございます。基本的なところにつきましては、補助残融資のためということになってございます。これについては、要するに補助目的の遂行に影響しないようなものであれば、これはすぐ承認をしますということでございます。あと、運転資金とかというところのものについては個別に承認ができるように、備考3に規定し、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認められれば、他の条件を付すことができるということで、その内容に応じて承認をさせていただく形にしております。いろんな内容が異なる可能性がございますので、ここで表記しなくて、個別事案で判断をしていただくということを書いてあるところでございます。

○米田主査 それで、例えば倒産で立ち行かなくなってやめて農業施設を有償譲渡をしたとしても、そのとき担保に入っていたら、その担保のこっちの債権の方を払って、あと補助金も借財として残るわけですね。ということになるんですね。

○稲田課長補佐 想定の部分になってしまうんですが、倒産をしてしまい、補助対象財産を処分しないと清算手続きができないという場合については、財産処分の承認申請があれば承認をし、

財産処分の状況を後で報告をしていただきまして、それが売れたとしても残りのお金があるのかないのかによって取扱いが異なります。

ただ、仮にというんですか、一般論として、借金で返還金額がないものになれば求めようがないということもあり得ます。

○米田主査 自己破産されてしまったりしますと。

○稲田課長補佐 そのものについて求めることは難しいと考えております。

○米田主査 では、一般の債権と同じような形ですね。

○稲田課長補佐 そうですね。

○米田主査 なるほど。

済みません、今日はどうも、すぐに表がよく理解できないがために結構長々といろいろ聞いてしまいましたが、何か事務局の方からありますか。

○事務局 特には。

○米田主査 先ほどちょっと何回もやり取りさせていただいたように、地公体の持っているものについてはすっきりとまとめていただいてわかりやすいんですが、地公体以外のものにつきましても、農林水産省の枠を超えた転用についても、なるべくそういった申請が来たときは、ぜひ前向きに処理をしていただければという希望を申し伝えたいと思います。

それから、あと案外複雑なようがございますので、市町村とかにこれだけ送っても、私も今これだけ一生懸命聞いてやっと理解ができるようなところもありますので、是非もっと簡便に、簡単にいろいろわかるような形で周知を図る努力をお願いしたいと思っております。

○稲田課長補佐 様々なケースがあり、それぞれ適切に対処し、周知等を図ってまいります。

○米田主査 これは結構ケーススタディーといいますか、個別な案件が出てきていろいろやっているうちに積み上がっていくものだとも思いますので、引き続き規制がかかるとしてもフォローをしていきたいと思っておりますので、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

どうも今日はありがとうございました。